

第61期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件

議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後5時45分まで

【議決権行使方法のご案内】

株主総会当日までの健康状態にご留意いただき、ご来場はくれぐれもご無理なされませぬようお願いいたします。株主総会にご出席されない場合の議決権行使の方法といたしまして、「書面による議決権行使」と「インターネットによる議決権行使」がございます。本招集通知3、4ページ記載の「議決権行使の方法についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

【会場変更時のご案内】

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）にてご案内をいたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「社会の繁栄に貢献する」、「顧客のニーズに応える」、「社員の生活向上に努める」、「企業の安定成長をはかる」という経営理念を掲げ、業務用冷熱機器の総合メーカーとして快適で安全な食文化に貢献するという基本方針のもと、当社の特性でもある広範囲にわたる取引対象の情報を集約し、戦略的な提案営業の展開を心がけるとともに、全国に効率的な販売・サービス体制を整え、ユーザーが安心して当社の製品を使用し、迅速なメンテナンスサービスを楽しむ環境を一層整備してまいります。

また、全国のユーザーのニーズに応えるため、社員教育の充実を図り、地域密着型の直販体制とより細やかなサービス体制で「ユーザーの顔が見える」(Face to Face) 営業サービスを推進するとともに、営業需要の創造並びにユーザーと社会のニーズに沿った高付加価値製品の開発を図りながらユーザーの信頼を得て事業の拡大を目指します。

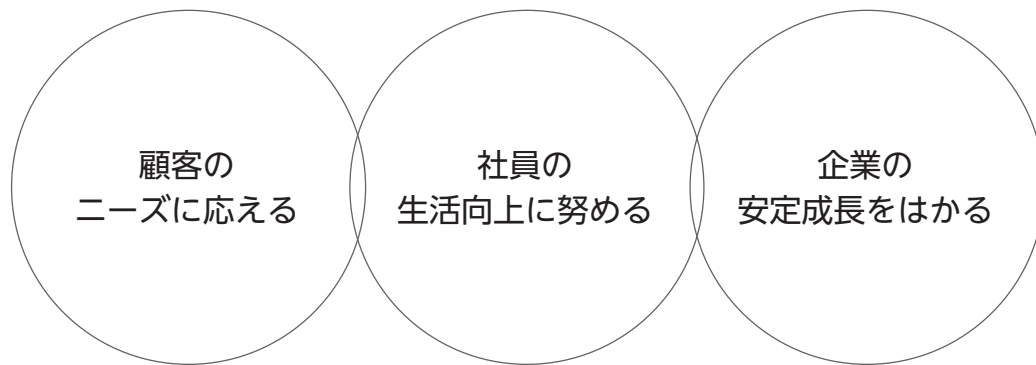
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 尾崎 敦史

会社の理念・方針

経営理念

「社会の繁栄に貢献する」



基本方針

創造し、計画し、確実に実行する経営

社訓

「至 誠」 誠の心と強固な意志をもって社業に精励する

「協 調」 連帯感の上に築き上げる共存共栄の精神

「創 造」 常に新しい技術の開発と業務の改善に努力する

当社は経営理念を通じ、市場・人材・資本の蓄積に努め、経営基盤の拡充を図り、企業の発展生成により社会の繁栄に貢献することとして位置付け、業務用冷熱機器の総合メーカーとして、快適で安全な食文化に貢献することを基本方針としております。また、当社社訓において、経営理念を実践するための役員及び従業員の心構えを定めております。

招集ご通知

(証券コード6459)
2022年3月8日

株 主 各 位

大阪市天王寺区小橋町3番13号

大和冷機工業株式会社

代表取締役社長 尾崎 敦史

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月29日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）にてご案内をいたします。
株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

3. 目的事項

報告事項 第61期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）に掲載させていただきます。

第61期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）に開催いたします当社第61期定時株主総会につきまして、開催会場における新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、下記のとおり、ご案内申しあげるとともに、ご対応させていただくことについて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【株主様へのお願い】

- ① 株主総会当日までの健康状態にご留意いただき、ご来場はくれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ② 株主総会にご出席されない場合の議決権行使の方法といたしまして、「書面による議決権行使」と「インターネットによる議決権行使」がございます。「書面またはインターネットによる議決権行使」の方法及び行使期限は、本招集通知3、4ページ記載の「議決権行使の方法についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。
- ③ 株主総会にご出席される場合は、マスクを持参していただき、会場内においては必ず着用をお願いいたします。また、咳エチケットの徹底等、周囲の株主様へご配慮ください。
- ④ 本年は、株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

【株主総会会場におけるご対応】

- ① 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱及び体調不良と見受けられる方は、入場をお断りすることがございます。
- ② ご来場時はアルコール消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。アルコール消毒液は会場受付前に配備いたします。
- ③ 体調不良と見受けられる方には、運営スタッフよりお声掛けをさせていただく場合がございます。
- ④ 壇上の取締役、監査役及び執行役員並びに運営スタッフは、事前に検温し、体調確認をいたします。また、マスク着用で対応させていただきます。

【株主総会会場変更時のご対応】

新型コロナウイルス感染症の影響により開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）にてご案内いたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

以上

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

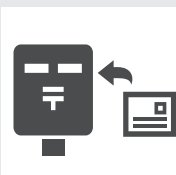


株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時

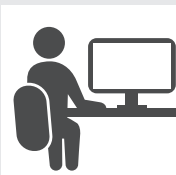


書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後5時45分まで



インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後5時45分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2022年3月29日（火曜日）午後5時45分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



議決権行使書副票（右側）

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	
1	尾崎敦史 再任	代表取締役社長	12回／12回	
2	尾崎雅広 再任	取締役	12回／12回	
3	すぎ杉 田 壽 宏 再任	専務取締役	12回／12回	
4	小野芳明 再任	社外取締役 独立役員	取締役	12回／12回
5	さい齋 とう藤 すみ純 お夫 再任	社外取締役 独立役員	取締役	12回／12回
6	すい出 とう納 よし美 ひろ宏 新任	社外取締役 独立役員	監査役	11回／11回
7	そえ添 だ田 ち千 なつ夏 新任	社外取締役 独立役員	—	—
8	ひら平 出 かず和 しげ茂 再任	取締役	12回／12回	
9	く工 とう藤 てつ哲 ろう郎 再任	取締役	11回／12回	

候補者
番号1 お尾 ざき あつ し
尾 崎 敦 史 (1970年3月12日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1994年 3月 当社入社
 2000年 7月 当社社長室長
 2001年 3月 当社取締役
 2001年 8月 当社取締役副社長
 2002年 3月 当社代表取締役社長（現任）
 2008年 3月 当社社長執行役員（現任）

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 12回／12回

所有する当社株式数
 3,763,000株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、当社業務全般に携わり職務を適切に遂行し、2001年3月の取締役就任及び2002年3月の代表取締役就任以来、経営者として当社業務全般を熟知するとともに、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号2 お尾 ざき まさ ひろ
尾 崎 雅 広 (1973年1月23日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1999年 3月 当社入社
 2001年 8月 当社社長室長
 2002年 3月 当社取締役
 2007年 2月 当社直販営業戦略統括本部長
 2008年 3月 当社取締役退任
 当社執行役員（現任）
 2008年 5月 当社社長室長（現任）
 2013年 3月 当社取締役（現任）
 2016年 6月 当社管理担当（現任）

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 12回／12回

所有する当社株式数
 2,300,000株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、職務を適切に遂行して、管理部門、技術部門を歴任し、豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2002年3月の取締役就任以来、当社管理部門における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

すぎ
杉 田 とし
と 寿 ひろ
宏

(1954年6月17日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1981年9月 当社入社
2005年3月 当社取締役
2007年3月 当社常務取締役
2007年11月 当社直販担当
2008年3月 当社常務執行役員
2014年3月 当社専務取締役（現任）
当社専務執行役員（現任）
2014年12月 当社営業担当
2016年4月 当社法人担当
2019年2月 当社営業企画担当（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況

12回／12回

所有する当社株式数

12,517株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務において職務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2005年3月の取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

お
小 の よし
野 芳 あき
明

(1942年9月1日生)

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

1985年6月 (株)太陽神戸銀行（現 (株)三井住友銀行）甲子園支店長
1987年6月 同社人事企画部次長
1988年4月 同社東京人事部次長
1989年6月 同社大阪駅前支店長
1991年4月 (株)太陽神戸三井銀行（現 (株)三井住友銀行）事務管理第一部長
1992年6月 (株)さくら銀行（現 (株)三井住友銀行）船場支店長
1994年7月 社団法人神戸銀行協会常務理事就任
2013年3月 当社社外監査役
2016年3月 当社社外取締役（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況

12回／12回

所有する当社株式数

1,151株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

銀行業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点からの監督機能を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

5

さい
齋とう
藤すみ
純お
夫

(1948年1月8日生)

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

2000年4月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行) 執行役員東京営業第二部長
 2001年4月 三井オートリース(株)(現 住友三井オートサービス(株)) 顧問
 2001年12月 同社代表取締役社長
 2002年10月 三井住友銀オートリース(株)(現 住友三井オートサービス(株))
 代表取締役社長
 2007年10月 住友三井オートサービス(株)代表取締役副社長執行役員
 2009年6月 マツダオートリース(株)取締役
 2012年7月 日本コークス工業(株)社外監査役
 2017年9月 (株)平成エンタープライズ社外取締役
 2020年3月 当社社外取締役(現任)

当事業年度の取締役会

への出席状況

12回/12回

所有する当社株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

銀行業界をはじめ金融業界において会社の経営に関する豊富な経験と財務等に関する豊富な知識を有しており、当社の経営に有用な助言及び提言を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって2年となります。

候補者
番号

6

すい
出どう
納よし
美ひろ
宏

(1969年8月21日生)

新任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

1996年4月 アーサーホーム(株)入社
 2003年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社
 (現 メットライフ生命保険(株)) 入社
 2013年4月 (株)RKコンサルティング入社
 2014年7月 (株)フィックス・ジャパン入社
 2020年4月 (株)リスクマネジメント・ラボラトリー入社
 2021年3月 当社社外監査役(現任)
 2021年4月 (株)フィックス・ジャパン入社(現任)

当事業年度の取締役会

への出席状況

11回/11回

所有する当社株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

不動産業界、保険業界における実務経験並びに企業コンサルティングにより培われた豊富な知識と経験に加え、当社での社外監査役としての経験を通じて、当社経営の監督、助言等を期待できることから、社外取締役候補者となりました。なお、新任の社外取締役候補者となります。当社社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。

候補者
番号

7

そえ
添

だ
田

ち
千

なつ
夏

(1982年6月18日生)

新任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

2003年 4月 日本生命保険相互会社入社
2006年 4月 ネイティブスピリッツ(有)入社
2008年 9月 EF International school of English入学
2010年 4月 添田司法書士事務所入所
2013年 3月 (株)SSG 取締役

当事業年度の取締役会
への出席状況

—

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

生命保険業界での実務経験や南米市場を中心とする音楽業界でのマネジメント経験及び不動産会社の役員など、幅広い経験と国際感覚を備えており、その豊富な知識と経験に基づいた当社経営への監督、助言等を期待できることから、社外取締役候補者となりました。なお、新任の社外取締役候補者となります。

候補者
番号

8

ひら
平

で
出

かず
和

しげ
茂

(1951年10月25日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1974年 4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社
1997年10月 新潟松下システム(株)代表取締役社長
2000年10月 中国松下システム(株)代表取締役社長
2009年10月 当社入社法人企画本部長
2010年 3月 当社執行役員 (現任)
2011年 3月 当社西日本法人営業本部長
2015年 6月 当社地区法人営業本部長
2017年 3月 当社取締役 (現任)
2017年 4月 当社法人担当 (現任)

当事業年度の取締役会
への出席状況

12回/12回

所有する当社株式数
1,977株

取締役候補者とした理由

電機メーカーにおいて培われた豊富な知識と経験を有し、当社入社以来、法人企画及び法人営業を中心に業務全般を熟知するとともに、2017年3月の取締役就任以来、法人業務全般における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

9

く
工どう
藤てつ
哲ろう
郎

(1950年1月8日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1976年10月 当社入社
 1984年11月 当社取締役
 1996年3月 当社常務取締役
 2006年3月 当社常務取締役退任
 当社常勤監査役
 2006年11月 当社監査役辞任
 2007年3月 当社取締役
 2007年11月 当社法人担当
 2008年3月 当社常務取締役
 当社常務執行役員
 2009年6月 当社取締役（現任）
 当社執行役員（現任）
 2016年12月 当社東京法人営業本部長
 2018年12月 当社首都圏法人営業統括本部長（現任）

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 11回／12回

所有する当社株式数
 1,838株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験及び当社監査役としての経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の小野芳明、齋藤純夫、出納美宏、添田千夏の4氏は社外取締役候補者であります。なお、4氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

取締役の選定・指名手続等

当社は、取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定いたします。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準をもって当社の独立性判断基準としております。また、当社取締役会は、候補者となる者の実績・経験・知見等を踏まえ、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される尾崎茂氏、また監査役を辞任される出納美宏氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、承認をお願いするものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金については、取締役として業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名			略 歴	
お 尾	ざき 崎	しげる 茂	1962年11月 2002年3月 2016年3月	当社代表取締役社長就任 当社代表取締役会長就任 当社取締役就任 現在に至る
すい 出	どう 納	よし 美	ひろ 宏	2021年3月 当社監査役就任 現在に至る

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大の長期化により引き続き厳しい状況となりました。個人消費については、消費者マインドに持ち直しの動きがみられるものの、依然として足踏み状態が続いております。一方、企業収益については非製造業の一部で弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられます。

当社の主要取引業種の外食産業においては、消費者の消費行動が大きく変わり、店内飲食が縮小する一方で、テイクアウトやデリバリーサービスが増加するなどの動きがみられ一部業態では回復の兆しがみられるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社は衛生面からのアプローチとして厚生労働省が推奨する500ppm対応の電解次亜水生成装置や食器洗浄機及び非接触対応の自動スライド扉冷蔵庫の提案に注力してまいりました。また、スチームコンベクションオーブン導入による省人化・効率化の提案や、コロナ禍において需要の高まりを見せている「食品の長期保管・鮮度維持」に関しては、真空包装機や急速凍結庫による対応を案内し、飲食店の店舗運営のサポートに努めてまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高439億7千9百万円（前期比10.5%増）、営業利益62億6千6百万円（前期比24.3%増）、経常利益61億2千8百万円（前期比25.8%増）、当期純利益36億1千万円（前期比15.2%増）となりました。

品目別の状況は次のとおりであります。

製品の売上高は、前期比7.6%増の290億9百万円であり、総売上高に対する構成比は66.0%となっております。

なお、主な製品は、厨房用縦型冷凍冷蔵庫、店舗用縦型ショーケース、横型冷凍冷蔵庫、製氷機であります。


商品の売上高は、前期比21.3%増の105億5千6百万円であり、総売上高に対する構成比は24.0%となっております。

なお、主な商品は、店舗設備機器、厨房設備機器、店舗設備工事であります。

また、点検・修理その他の売上高は、前期比6.0%増の44億1千2百万円であり、総売上高に対する構成比は10.0%となっております。


売上高

439億79百万円

前期比 10.5% 

経常利益

61億28百万円

前期比 25.8% 

営業利益

62億66百万円

前期比 24.3% 

当期純利益

36億10百万円

前期比 15.2% 

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、大阪新配送センター（仮称）の土地取得費用及び建屋解体工事費用17億2千4百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の先行きにつきましては、新型コロナウイルス変異株の感染再拡大影響や、原材料価格等の高騰、部材の供給不足による下振れリスクなど依然予断を許さない状況が続くとみられます。

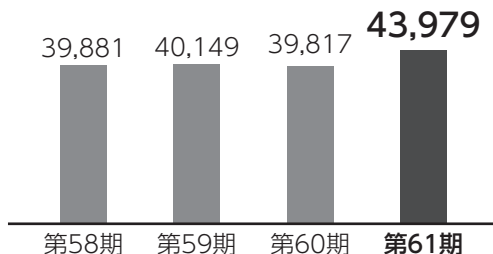
当社の主要取引業種である外食産業においても、新型コロナウイルス感染症が収束を迎えるまでは、依然先行きは不透明な状況が続くものと思われれます。

今後の当社活動につきましては、コロナ禍における飲食店経営を支えていくため、テイクアウトやデリバリー等の導入支援や、新調理システムによる効率化の提案等、総合的な店舗経営のサポートを進めてまいります。また、コロナ禍を共に乗り越えるために、お客様との関係強化をより一層深め、共存共栄に努めてまいります。

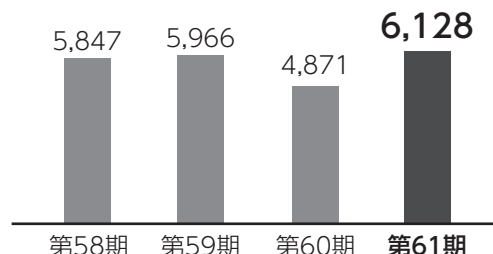
株主の皆様におかれましては、引き続き、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

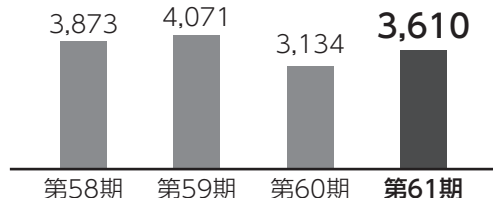
■ 売上高 (百万円)



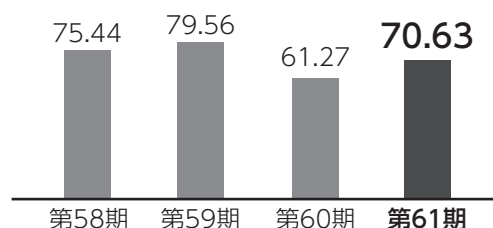
■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



区分	第58期 (2018年12月期)	第59期 (2019年12月期)	第60期 (2020年12月期)	第61期 (当期) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	39,881	40,149	39,817	43,979
経常利益 (百万円)	5,847	5,966	4,871	6,128
当期純利益 (百万円)	3,873	4,071	3,134	3,610
1株当たり当期純利益 (円)	75.44	79.56	61.27	70.63
総資産 (百万円)	75,812	77,585	80,376	82,719
純資産 (百万円)	63,899	65,692	67,845	69,789
1株当たり純資産 (円)	1,244.41	1,284.32	1,326.42	1,367.13

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年12月31日現在)

- ①親会社との関係
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社は、業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造販売事業、店舗厨房用冷熱機器等の商品仕入・販売事業及びこれらの点検・修理事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

大 阪 本 社 大阪市天王寺区小橋町3番13号 大和冷機上本町DRKビル
東 京 本 社 東京都台東区台東2丁目4番3号 大和冷機秋葉原DRKビル
佐 伯 工 場 大分県佐伯市大字長良3325番地6
福 岡 工 場 福岡県太宰府市大字北谷字岸田206番地6
関東大利根工場 埼玉県加須市豊野台1丁目345番地5

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
2,389名	10名減

(注) 上記の従業員数には、嘱託、パート (160名) を含めておりません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,717,215株 (自己株式669,136株を含む)
- (3) 株 主 数 2,890名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社日本冷機	6,913	13.54
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386	12.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,439	8.69
尾崎 敦史	3,763	7.37
尾崎 理恵	2,572	5.03
尾崎 雅広	2,300	4.50
光通信株式会社	1,718	3.36
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,470	2.88
INVERISIS / IICS JAPAN	1,313	2.57
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR	1,100	2.15

(注) 持株比率は当事業年度末日の自己株式数（669,136株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役最高顧問	尾崎 茂	
代表取締役社長	尾崎 敦史	社長執行役員
専務取締役	杉田 壽宏	専務執行役員、営業企画担当
取締役	小野 芳明	
取締役	齋藤 純夫	
取締役	尾崎 雅広	執行役員、社長室長兼管理担当
取締役	平出 和茂	執行役員、法人担当
取締役	工藤 哲郎	執行役員、首都圏法人営業統括本部長
常勤監査役	大津加 一治	

監 査 役 日 下 敏 彦 税理士法人日下事務所代表社員

監 査 役 楠 裕 美 K.S.グローバル法律事務所代表

監 査 役 出 納 美 宏

- (注) 1. 監査役 出納美宏氏は、2021年3月30日開催の第60期定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 前川馨氏は、2021年3月30日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役 小野芳明、齋藤純夫の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 日下敏彦、楠裕美、出納美宏の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役 大津加一治氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 日下敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 楠裕美氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 出納美宏氏は、企業コンサルティングの経験から会社経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年12月31日現在の執行役員（取締役兼務執行役員5名を除く）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	大久保 雅 明	海外営業本部長
執 行 役 員	江 村 祥 一	社長室本部長
執 行 役 員	乾 忠 道	監査部長
執 行 役 員	亀 井 誠 二	工場本部長
執 行 役 員	足 達 俊 介	直販西日本担当本部長
執 行 役 員	長谷川 敬 一	直販東日本担当本部長
執 行 役 員	原 田 達 志	経営企画本部長

(2) 役員の選解任の方針及び手続

当社は、経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定します。監査役候補者においても、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

解任につきましては、当社の取締役あるいは監査役としての選任基準に定める資質が認められない場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務執行における不正または重大な法令・規則違反等があった場合には、解任すべき理由を明らかにしたうえで、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断したときは、法令に

従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

(3) 取締役及び監査役の兼任に関する考え方

当社の取締役及び常勤監査役は、他の上場会社等の役員を兼務しておりません。社外監査役2名は弁護士・税理士として活動しておりますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。なお、当社は株主総会参考書類、有価証券報告書において役員の兼任状況を毎年開示しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）及び執行役員です。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月25日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役報酬は、競争力を有するメーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保する事と業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資する事を基本方針として、固定報酬としての月額報酬及び役員賞与、並びに取締役退任時に支給する退職慰労金で構成しております。

取締役の固定報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内とし、固定報酬のうち月額報酬は、職責、経験、能力、実績等を考慮して毎月支払うものとし、固定報酬のうち役員賞与は、実績、その他定性要因を考慮して、一定の時期に支払うものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内（当該総会后取締役11名）と決議されております。

当社の監査役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額30,000千円以内（当該総会后監査役4名）と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長尾崎敦史が委任を受けるものとし、各取締役の月額報酬及び役員賞与の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が取締役会の決議および決定方針との整合性を慎重に検討し、決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

取締役	9名	271,895千円	(うち社外2名	17,706千円)
監査役	4名	15,474千円	(うち社外3名	8,300千円)

- (注) 1. 上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額（取締役29,000千円、監査役1,750千円）を含んでおります。
2. 上記の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額（取締役36,725千円、監査役730千円）を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役 日下敏彦氏が兼職している税理士法人日下事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役 楠裕美氏が兼職しているK.S.グローバル法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役小野芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役齋藤純夫氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役日下敏彦氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役楠裕美氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役出納美宏氏は、2021年3月30日の就任後に開催された当事業年度の取締役会11回及び監査役会9回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小野芳明氏は、銀行業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加えて、

当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役齋藤純夫氏は、銀行業界をはじめ金融業界における長年の経営及び実務の経験と財務等に関する豊富な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,900千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,900千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であると理解しております。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような環境を整えることが、継続的な企業価値の向上にとって極めて重要な事項であるとの認識の下、企業を取り巻く経営環境の変化や事業内容、経営規模等を勘案しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制と運営

① 監督と執行の分離の方針及び委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規則において取締役会で付議すべき事項を定め、法令及び定款に定められた事項のほか、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分など当社にかかる重要事項を決定しております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行体制として、経営陣で構成される月例報告会を設け、様々な課題を審議しております。さらに、経営陣については職務権限規程を設け業務執行権限を明確にし、機動的な業務遂行が可能な体制を構築しております。

② 取締役会の多様性

当社は、当社取締役会が的確かつ迅速な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行うためには、豊富な実績・経験・知見を有する適切な数のメンバーで、活発かつ効率的な審議を行うことが必要であると考えており、このような観点から、当社取締役会は、当社業務に精通した社内取締役とビジネスに関する豊富な経験や専門知識等を有する社外取締役とをそれぞれ一定数置く構成としております。社内取締役に関しては、会社経営上の意思決定に必要な幅広い知識と経験を備え、担当業務を遂行しうる実績と経験を有する者を選任することとしております。他方、社外取締役に 대해서는、幅広い専門知識や豊富な経験等を活かし、経営についての的確な意見及び助言を述べ、監督機能の強化に寄与することのできる者を選任することとしております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任していませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面につきましては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、検討してまいります。

③取締役会及び監査役会の構成

当社取締役会は、会社業務等に精通し機動性のある業務執行取締役と、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されております。取締役候補者の指名に際しては、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、当社の取締役として十分な資質があると判断した人材を性別や国籍等にとらわれず指名し、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めており、実効性のある取締役会として機能しているものと考えております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面においては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。監査役候補者は、財務・会計・法務など取締役の職務執行の監査を的確に遂行するために適切な知見や経験を有している候補者を、監査役会における同意を受けた後、取締役会にて決定しております。

④独立社外取締役の役割

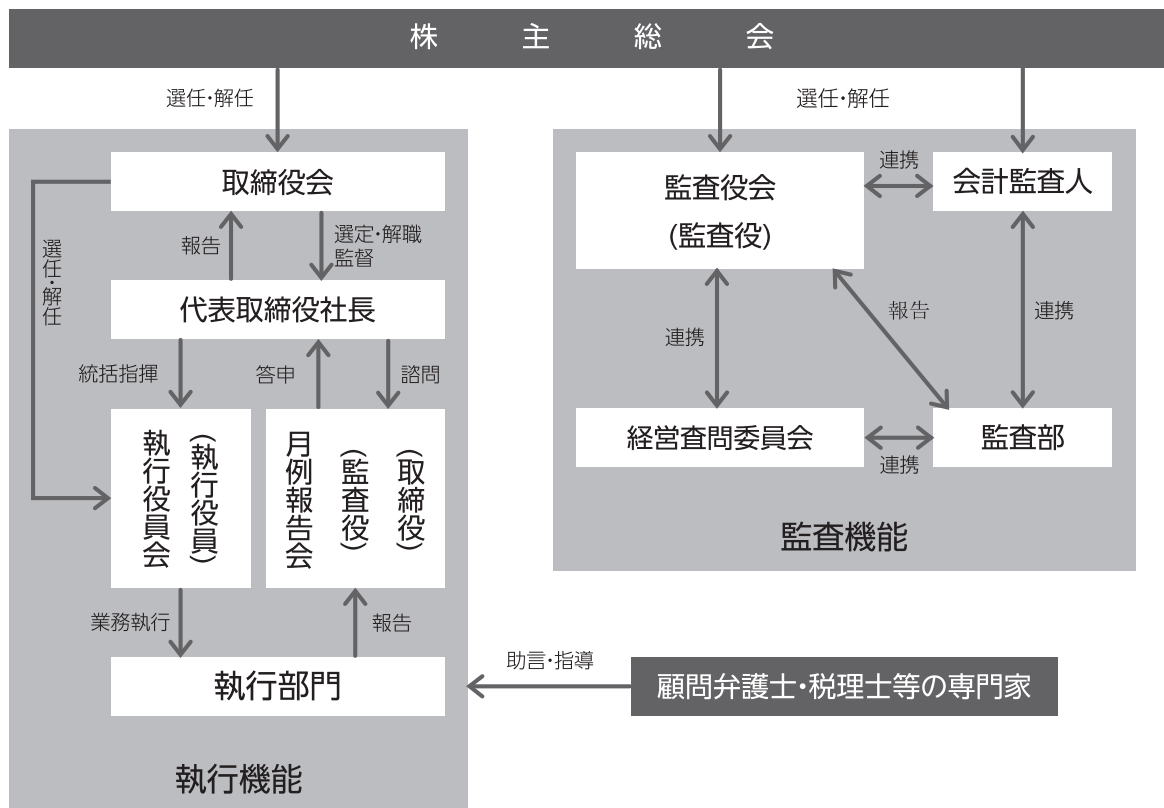
当社の独立社外取締役2名は、いずれもコンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した会社役員等の経験者であり、その豊富な知識と経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との取引の監督などの役割を担っております。

⑤取締役会の議長及び運営

当社の取締役会議長は社長が務めることとしております。当社では、取締役会は、原則月に一度、定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとしております。各取締役及び監査役が出席しやすくするために、事業年度の開始前に年間スケジュールや予想される審議事項を通知しており、取締役会の資料は適宜必要に応じて事前に準備しております。また、取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間を確保することとしております。

⑥機関設計

当社は「監査役会設置会社」を選択しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



(3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営上の重要事項を決定し、または業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。
- ・ 各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議等に基づき適正に職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを相互監視する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に係る情報については取締役会規則、文書管理規程、その他の社内規程に従い、適正に保存・管理する。

- ・重要な会社情報については、法令、証券取引所規則及び内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示する。
- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ・当社の業務執行に係るリスクのうち次に掲げるものを管理を要する重大なリスクと認識し、その把握と管理についての体制を整える。
 - i. 重要な取引先が倒産したとき、または倒産の恐れが生じたとき
 - ii. 会社の過失等に起因して取引先及びユーザーに多大な損害を与えたとき
 - iii. 火災、地震、風水害等により多大の損害を受けたとき
 - iv. 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命または健康が危機にさらされたとき
 - v. その他経営または業績に多大な影響を与える事象が発生したとき
 - ・リスクのモニタリングは月例報告会にて行う。
 - ・リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、前記リスクが発生した場合は、リスク管理規程に従い、迅速に対応を行う。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要な業務執行については月例報告会の審議を経て、取締役会に付議するとともに、定められた一定の業務執行については、月例報告会の審議を経て執行する。
 - ・取締役会等の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等により、各職位の権限と責任を明確にする。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範及びコンプライアンス基本規程を定め、役員・社員が共有し、すべての業務運営の基準とする。
 - ・コンプライアンス全体を統括する組織として社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システム・コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。また、法令遵守を目的として継続的に、研修会の実施、マニュアルの作成・配布等、啓蒙活動を行う。
 - ・各部門・部署の責任者は、業務が社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努める。
 - ・内部監査部門は、業務監査により業務上の法令違反等の重大な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。
 - ・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内の相談及び通報体制につき、既存の制度を一層拡充・充実させ、不正行為等の是正及び未然防止を図る。
- ⑥当社の業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、経営理念、行動規範及びコンプライアンス基本規程を共有する。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から

監査役補助者を任命することとする。

- ・当該監査役補助者に対する指揮命令及び評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。
- ・当該監査役補助者の任命、解任、異動、賃金の改定に関しては、監査役の同意を得たうえで取締役が決定するものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役及び監査役会に報告する。
- ・取締役は、取締役会、月例報告会等の重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。
- ・取締役及び使用人は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行う。
- ・内部監査部門は、監査役との定例打合せ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。

⑨監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・役職員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり、報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

⑩監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、監査役職務執行について生ずる費用を法令に従って前払いまたは償還する。

⑪監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう体制の整備に留意する。
- ・経営トップは、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。
- ・監査役は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、情報や意見の交換を行い、連携を図る。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会のほか、原則毎月1回、月例報告会を開催し、経営方針の決定、財務報告、業績評価、予算実績の分析や評価について審議いたしました。
- ・コンプライアンスに関しては、事例に基づく検討や説明をする社内研修を定期的実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ・監査役は取締役会その他の重要会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との懇談会で情報交換をし、監査の実効性の向上に努めました。

(5) 資本政策の基本的な考え方

当社は、機動的な財務施策の実施を可能にする強固な財務基盤の構築こそが持続的な企業成長力の源泉となり、更なる企業体質の強化につながり、ひいては継続的かつ安定的な株主配当の維持等により株主価値の向上に資するものと考えております。また、資本政策全般に関する

基本方針については、今後必要に応じて検討してまいります。

(6) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、営業の推進、当該保有株式の市場価格等の状況に踏まえて、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、他社の上場株式を保有することを基本方針としております。

政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証を行い、継続保有の合理性を検討し、保有する目的・経済合理性の観点から、継続保有する意義が十分でないと判断される銘柄の売却を進め、縮減に努めてまいります。

当社は、毎年、取締役会において、保有する全銘柄について、保有目的、保有の必要性、経済合理性などを精査・検証することとしており、取締役会で精査・検証したところ、現在保有している11銘柄については保有を継続することといたしました。政策保有株式に係る議決権の行使は、以下の基準に沿って対応を行います。

- ① 議案が当社の企業価値向上に資するか否かを判断いたします。
- ② 議案が当社の保有目的に合致するか否かを判断いたします。
- ③ 反社会的行為や重大な法令違反が見られた取締役等の選任議案には反対いたします。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、財務状況、キャッシュフローなどを勘案のうえ、剰余金の処分により中間配当と期末配当の年2回配当することを基本方針としております。また、株主還元の当面の目標は、年間1株当たり10円の配当を安定的に行うこととしております。

上記の方針を前提として、当事業年度の業績を勘案した結果、業績が当初予想を上回る見込みであることから、当期の期末配当につきましては、安定配当分5円に10円増配し、あわせて1株につき15円とさせていただきます。

これにより、中間配当金（1株につき15円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                | 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>【資産の部】</b>   |                   | <b>【負債の部】</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>63,143,876</b> | <b>流動負債</b>     | <b>11,528,936</b> |
| 現金及び預金          | 55,102,585        | 支払手形            | 3,189,611         |
| 受取手形            | 2,113,143         | 買掛金             | 2,630,680         |
| 売掛金             | 3,160,394         | 未払金             | 1,009,966         |
| 有価証券            | 100,009           | 未払費用            | 25,785            |
| 商品及び製品          | 1,095,044         | 未払法人税等          | 1,306,720         |
| 仕掛品             | 291,446           | 前受金             | 426,760           |
| 原材料及び貯蔵品        | 723,179           | 預り金             | 552,064           |
| 点検修理用部品         | 190,117           | 前受収益            | 1,380,955         |
| その他の流動資産        | 369,035           | 賞与引当金           | 169,694           |
| 貸倒引当金           | △ 1,078           | 役員賞与引当金         | 30,750            |
| <b>固定資産</b>     | <b>19,575,597</b> | 製品保証引当金         | 208,869           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,561,670</b> | その他の流動負債        | 597,077           |
| 建物              | 3,414,336         | <b>固定負債</b>     | <b>1,400,940</b>  |
| 構築物             | 126,689           | 退職給付引当金         | 13,416            |
| 機械装置            | 825,835           | 役員退職慰労引当金       | 1,378,356         |
| 車輛運搬具           | 5,284             | その他の固定負債        | 9,166             |
| 工具器具備品          | 245,532           | <b>負債合計</b>     | <b>12,929,876</b> |
| 土地              | 5,862,840         | <b>【純資産の部】</b>  |                   |
| 建設仮勘定           | 81,150            | <b>株主資本</b>     | <b>69,745,587</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>136,911</b>    | <b>資本金</b>      | <b>9,907,039</b>  |
| ソフトウェア          | 128,184           | <b>資本剰余金</b>    | <b>9,867,880</b>  |
| 電話加入権           | 8,726             | 資本準備金           | 9,867,880         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,877,015</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>50,549,346</b> |
| 投資有価証券          | 281,816           | 利益準備金           | 578,170           |
| 破産更生債権等         | 63,124            | <b>その他利益剰余金</b> | <b>49,971,175</b> |
| 繰延税金資産          | 765,673           | 別途積立金           | 14,170,382        |
| 敷金及び保証金         | 250,249           | 繰越利益剰余金         | 35,800,793        |
| 長期預金            | 7,500,000         | <b>自己株式</b>     | <b>△ 578,678</b>  |
| その他の投資          | 80,474            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>44,009</b>     |
| 貸倒引当金           | △ 64,321          | その他有価証券評価差額金    | 44,009            |
| <b>資産合計</b>     | <b>82,719,473</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>69,789,596</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>82,719,473</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科目           | 金額        |            |
|--------------|-----------|------------|
| 売上高          |           | 43,979,385 |
| 売上原価         |           | 19,136,135 |
| 売上総利益        |           | 24,843,250 |
| 販売費及び一般管理費   |           | 18,577,147 |
| 営業利益         |           | 6,266,102  |
| 営業外収益        |           |            |
| 受取利息及び配当金    | 31,856    |            |
| 受取補償金        | 64,805    |            |
| スクラップ売却益     | 22,971    |            |
| その他の営業外収益    | 75,327    | 194,960    |
| 営業外費用        |           |            |
| 支払補償費        | 36,105    |            |
| スクラップ処分費     | 276,440   |            |
| その他の営業外費用    | 20,215    | 332,761    |
| 経常利益         |           | 6,128,302  |
| 特別利益         |           |            |
| 投資有価証券売却益    | 56,420    |            |
| 固定資産売却益      | 199       | 56,619     |
| 特別損失         |           |            |
| 固定資産除却損      | 4,015     |            |
| 退職給付制度改定損    | 935,647   | 939,662    |
| 税引前当期純利益     |           | 5,245,259  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,907,317 |            |
| 法人税等調整額      | △ 273,049 | 1,634,267  |
| 当期純利益        |           | 3,610,991  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本      |           |             |         |             |            |             |             |
|--------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|-------------|------------|-------------|-------------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     |             | 利益準備金   | 利益剰余金       |            |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                          |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 |         | 特別償却<br>準備金 | 別途積立金      | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当期首残高                    | 9,907,039 | 9,867,880 | 9,867,880   | 578,170 | 48,952      | 14,170,382 | 33,675,308  | 48,472,813  |
| 当期変動額                    |           |           |             |         |             |            |             |             |
| 特別償却準備金の取崩               | -         | -         | -           | -       | △48,952     | -          | 48,952      | -           |
| 剰余金の配当                   | -         | -         | -           | -       | -           | -          | △1,534,459  | △1,534,459  |
| 当期純利益                    | -         | -         | -           | -       | -           | -          | 3,610,991   | 3,610,991   |
| 自己株式の取得                  | -         | -         | -           | -       | -           | -          | -           | -           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | -         | -         | -           | -       | -           | -          | -           | -           |
| 当期変動額合計                  | -         | -         | -           | -       | △48,952     | -          | 2,125,484   | 2,076,532   |
| 当期末残高                    | 9,907,039 | 9,867,880 | 9,867,880   | 578,170 | -           | 14,170,382 | 35,800,793  | 50,549,346  |

|                          | 株主資本     |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|--------------------------|----------|------------|------------------|----------------|------------|
|                          | 自己株式     | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                    | △450,582 | 67,797,150 | 47,922           | 47,922         | 67,845,073 |
| 当期変動額                    |          |            |                  |                |            |
| 特別償却準備金の取崩               | -        | -          | -                | -              | -          |
| 剰余金の配当                   | -        | △1,534,459 | -                | -              | △1,534,459 |
| 当期純利益                    | -        | 3,610,991  | -                | -              | 3,610,991  |
| 自己株式の取得                  | △128,095 | △128,095   | -                | -              | △128,095   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | -        | -          | △3,913           | △3,913         | △3,913     |
| 当期変動額合計                  | △128,095 | 1,948,436  | △3,913           | △3,913         | 1,944,523  |
| 当期末残高                    | △578,678 | 69,745,587 | 44,009           | 44,009         | 69,789,596 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの…総平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年、機械装置 7～17年、工具器具備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

---

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（7年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

また、当事業年度末においては、執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

(損益計算書)

1. 前事業年度において、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めていた「スクラップ売却益」（前事業年度11,222千円）は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。
2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めていた「支払補償費」（前事業年度12,517千円）は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

## (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、今後、社会経済の動きが再開され活動レベルの段階的引上げに伴い、景況感が緩やかに持ち直すと仮定しており、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありませんでした。

ただし、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

(退職給付制度の移行)

当社は、執行役員を除く従業員に対する退職金の制度として確定給付企業年金制度、および退職一時金制度を設けておりましたが、2021年12月1日より確定拠出年金制度に移行致しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正) および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日改正)を適用しております。

なお、本移行に伴い当事業年度において、特別損失として退職給付制度改定損935,647千円を計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

|                |              |
|----------------|--------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,690,493千円 |
|----------------|--------------|

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1 当事業年度末日における発行済株式の総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 51,717,215株 |
|------|-------------|

### 2 当事業年度末日における自己株式の数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 669,136株 |
|------|----------|

### 3 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 配当の原資 | 配当金総額<br>(千円) | 1株当たり配当金<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|--------------------|-------|---------------|-----------------|-------------|------------|
| 2021年2月12日<br>取締役会 | 利益剰余金 | 767,233       | 15.00           | 2020年12月31日 | 2021年3月31日 |
| 2021年8月10日<br>取締役会 | 利益剰余金 | 767,226       | 15.00           | 2021年6月30日  | 2021年9月2日  |

### 4 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定               | 配当の原資 | 配当金総額<br>(千円) | 1株当たり配当金<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|--------------------|-------|---------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年2月14日<br>取締役会 | 利益剰余金 | 765,721       | 15.00           | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (1) 繰延税金資産

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 未払事業税     | 89,927千円         |
| 製品保証引当金   | 63,913千円         |
| たな卸資産評価損  | 34,662千円         |
| 賞与引当金     | 51,926千円         |
| 投資有価証券評価損 | 8,881千円          |
| 役員退職慰労引当金 | 421,777千円        |
| 退職給付引当金   | 4,105千円          |
| 電話加入権評価損  | 21,815千円         |
| 減価償却超過額   | 35,700千円         |
| 貸倒引当金     | 18,867千円         |
| その他       | 33,498千円         |
| 繰延税金資産合計  | <u>785,077千円</u> |

#### (2) 繰延税金負債

|               |           |
|---------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金  | 19,404千円  |
| 繰延税金負債合計      | 19,404千円  |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 765,673千円 |

## (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・短期の定期預金・長期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、余剰資金の範囲内で行うこととし、リスクの高い取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。  
(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額   | 時価         | 差額       |
|------------|------------|------------|----------|
| (1) 現金及び預金 | 55,102,585 | 55,102,585 | －        |
| (2) 受取手形   | 2,113,143  | 2,113,143  | －        |
| (3) 売掛金    | 3,160,394  | 3,160,394  | －        |
| (4) 有価証券   |            |            |          |
| 満期保有目的の債券  | 100,009    | 100,210    | 200      |
| (5) 投資有価証券 |            |            |          |
| その他有価証券    | 281,816    | 281,816    | －        |
| (6) 長期預金   | 7,500,000  | 7,395,433  | △104,566 |
| 資産計        | 68,257,948 | 68,153,582 | △104,366 |
| (7) 支払手形   | 3,189,611  | 3,189,611  | －        |

|             |           |           |   |
|-------------|-----------|-----------|---|
| (8) 買掛金     | 2,630,680 | 2,630,680 | — |
| (9) 未払金     | 1,009,966 | 1,009,966 | — |
| (10) 未払法人税等 | 1,306,720 | 1,306,720 | — |
| 負債計         | 8,136,979 | 8,136,979 | — |

注1.金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(7) 支払手形、(8) 買掛金、(9) 未払金、  
(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関等から提示された価格によっております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品の時価について、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、複合金融商品全体を取引金融機関から提示された価格によっております。

- (6) 長期預金

これらの時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された価格によっております。

注2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|              | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内  | 10年超      |
|--------------|------------|---------|-----------|-----------|
| 現金及び預金       | 55,102,585 | —       | —         | —         |
| 受取手形         | 2,113,143  | —       | —         | —         |
| 売掛金          | 3,160,394  | —       | —         | —         |
| 有価証券及び投資有価証券 |            |         |           |           |
| 満期保有目的の債券    |            |         |           |           |
| 国債           | 100,000    | —       | —         | —         |
| 長期預金         | —          | —       | 5,000,000 | 2,500,000 |
| 合計           | 60,476,122 | —       | 5,000,000 | 2,500,000 |

(1 株当たり情報に関する注記)

|          |             |           |
|----------|-------------|-----------|
| <b>1</b> | 1 株当たり純資産額  | 1,367円13銭 |
| <b>2</b> | 1 株当たり当期純利益 | 70円63銭    |



# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

大和冷機工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村上 育史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和冷機工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

大和冷機工業株式会社 監査役会

|           |       |     |   |
|-----------|-------|-----|---|
| 常 勤 監 査 役 | 大 津 加 | 一 治 | Ⓔ |
| 社 外 監 査 役 | 日 下   | 敏 彦 | Ⓔ |
| 社 外 監 査 役 | 楠     | 裕 美 | Ⓔ |
| 社 外 監 査 役 | 出 納   | 美 宏 | Ⓔ |

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場

大阪府中央区備後町2丁目5番8号  
綿業会館新館7階大会場



## 交通



地下鉄 本町駅3番出口より徒歩約5分

地下鉄 堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

- 駐車場の設備はございませんので、あしからずご了承ください。

### 【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時時点で流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。  
また、株主総会会場における感染予防のための措置に関しましては、本招集通知2ページ記載の「第61期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」をご確認ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。